

※令和3年3月に満期終了する方は対象外です。

日本学生支援機構「奨学金継続願」について

「奨学金継続願」とは、奨学金の継続の意思を確認するものであり、毎年1回、奨学生が自ら判断して機構に提出（インターネット入力）しなければなりません（提出がない場合は今年度末で廃止となります）。詳しくは採用時に配布した奨学生のしおりの「奨学金継続願」及び「適格認定」の項目を確認してください。

1. 「奨学金継続願」の手続方法について

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染収束が見られませんので、窓口における配布は行いません。そこで、学生センターHPの奨学金ページに掲載しますので、下記URLから該当する様式を各自ダウンロードしてご使用ください。

奨学金ページ <https://www.sc.admin.saga-u.ac.jp/syougakukin.html>

②スカラネットパーソナルより「奨学金継続願」入力画面にアクセスし、「奨学金の継続を希望します」を選択するとともに、その他の必要事項を入力する。

また、継続を希望しない場合は「奨学金の継続を希望しません」を選択する。

（4月以降の奨学金を辞退することになります）。

入力期限：令和3年1月29日（金）24時 厳守！！

③提出書類について（給付奨学金【旧制度】のみ）

1）2020年度（2019年度分）住民税（非）課税証明書

2019年度の所得に基づく市区町村民税の所得割額が分かる証明書類。

父母ともにいる場合は、無職無収入であっても必ず両方の証明書を提出して下さい。

2）自宅外通学に関する証明書（自宅外月額を支給を受けている人）

家計を支えている人（父母ともにいる場合は両方）の住民票及びあなたの住民票

（または住所が確認できる公共料金の請求書）等。

入力期限：令和3年1月29日（金）24時 厳守！！

2. 説明会について

「奨学金継続願」を初めて行う方対象に説明会を開催しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染収束が見られませんので、感染拡大防止のため、説明会は開催しません。

3. 奨学金が休停止中の方の手続き

※「奨学金継続願」は不要ですが、それぞれ必要な手続きがあります。

休止中の方	復活する時に「異動願」の提出が必要です。
停止中の方	「奨学生学修状況届」の提出が必要です。学生センターHPの奨学金ページより様式をプリントアウトし、必要事項を記入のうえ令和3年2月12日（金）までに学生生活課に提出してください。 ※期限までに提出のない方は廃止となります。

学生生活課奨学金担当（0952-28-8172）